

事業者の皆様へ

酸性排水による下水道施設の損壊について

—京都市上下水道局からのお願い—

上下水道局では、下水道の施設や機能を守るために、工場・事業場に対して、法律に基づいた水質基準を守るよう監視や指導を行っています。その一環として工場・事業場の排水の水質検査を行っています。その中で最も基準超過が多い項目が、水素イオン濃度（pH）です。水素イオン濃度の基準は、酸性側とアルカリ性側があります。酸性側の基準は、「5を超えるもの」であり、5以下が基準超過となります。

水素イオン濃度5以下（酸性排水）は、次のような悪影響を及ぼします。

- ◆酸性排水は下水道管をとকাশします。とけた下水道管から水が流出すると周囲の土が流され道路や敷地の陥没の原因となり、ひいては重大な事故を引き起こす恐れがあります。
- ◆酸性排水が他の排水と混ざることによって有毒ガスを発生させることがあります。



これらのことから、次の点に注意してください。

- ◇酸性薬品を取り扱う際は十分に注意し、できるだけ酸性排水が少なくなる工夫をしてください。
- ◇酸性の排水は中和し、水質基準内で排除してください。

<お問い合わせ先>

京都市上下水道局下水道部施設課

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

TEL: (075) 672-7829 FAX: (075) 682-2715

Eメール: g.suishitsushido@suido.city.kyoto.lg.jp

上下水道局HPで <http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>

